

## 日常生活用具貸借契約書

貸与人 社会福祉法人井原市社会福祉協議会長（以下「甲」という）と、  
借受人 \_\_\_\_\_（以下「乙」という）との間に日常生活用具の貸借について、次の条項により、貸借契約を締結する。

第1条 この契約の対象となる貸与用具は次のとおりとする。

| 貸与用具                                   | 付 属 品   | 管 理 料    |
|--|---|----------|
| <input type="checkbox"/> ギ ャ ッ チ ベ ッ ド | <input type="checkbox"/> 柵 本 <input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> マットレス | 月額 300 円 |
| <input type="checkbox"/> 電 動 ベ ッ ド     | <input type="checkbox"/> 柵 本 <input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> マットレス | 月額 500 円 |
| <input type="checkbox"/> 車 椅 子         |   | 月額 300 円 |

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、貸与された日常生活用具を維持管理するものとし、当該日常生活用具を他の目的に使用し、譲渡、交換、転貸又は担保に供してはならない。

2 使用中に柵等のすき間へ体が挟まらないように注意する。

3 用具は簡易消毒であると了承の上使用する。

第3条 乙は、日常生活用具の破損又は滅失した場合には直ちに甲にその状況を報告する。  
この場合、故意な日常生活用具の破損が認められた場合は、修理にかかる費用を乙が負担する。

第4条 乙は、日常生活用具を必要としなくなったときは、速やかに甲に申し出、返却するものとする。

2 甲は、乙が日常生活用具を必要としなくなったとき又は前各条項に違反したと認めたときは、その返却を命ずることが出来る。

第5条 乙は表により当該日常生活用具の管理料を、甲に支払うものとする。

2 前項の支払いは甲の請求により、乙が支払うものとする。払込手数料は乙の負担とする。

3 月の16日以降の納品、15日以前の返却の場合は、その月の管理料を免除とする。ただし、貸出期間が2か月にわたる場合は1か月分の管理料とする。

第6条 日常生活用具貸借に関して、乙に損害が生じた場合、甲が加入する保険の補償範囲を限度として損害賠償を行うものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 井原市井原町1110番地  
氏 名 社会福祉法人 井原市社会福祉協議会  
会 長 印

乙 住 所 井原市 町  
氏 名 印